

仕様書

1. 業務名

令和 7 年度阪堺電車利用状況調査業務

2. 適用

本仕様書は、堺市地域公共交通活性化協議会（以下「発注者」という。）が実施する「令和 7 年度阪堺電車利用状況調査業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

3. 業務目的

本業務は、阪堺電車の利用状況を調査・分析することで、阪堺電車への支援効果の確認や利用促進に係る施策の検討に資することを目的とする。

4. 履行場所

阪堺電車全線（阪堺線、上町線）

5. 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

6. 業務内容

阪堺電車の平日ダイヤ、休日ダイヤで運行する全便において、団体旅客等を除く全乗客を対象に乗降調査を行い、調査結果についてデータ集計を行う。

I. 事前準備

①調査計画書の作成等

- 1) 調査日は、10 月上旬から 11 月中旬までの早い時期で、沿線に大きなイベント予定がない平日及び日曜日の各 1 日とし、受注者が発注者及び阪堺電気軌道株式会社（以下、「事業者」という）と協議して実施日と予備日を決定することとする。

なお、受注者が乗降調査を実施することやそのために受注者が事業者と協議することについては、事前に発注者が事業者の了承を得るものとする。

- 2) 調査に際して安全面での注意事項、乗務員や乗客への留意事項、調査員の待機や用品の保管の方法などについて、事業者の指示を事前に確認すること。
- 3) 事業者の指示事項、実際の運行状況、別紙 1 ～ 4 ページの阪堺電車の路線図や時刻表（※）、その他本仕様書の内容等を踏まえ、安全かつ正確な調査を行うための調査方法や人数配置、役割分担、スケジュール等を取りまとめた調査計画書を作成し、調査日の 2 週間前までに発注者に提出し、承認を得ること。

※ 全停留場の時刻表は事業者のホームページを参照。

- 4) 調査時に全体を指揮・監督して調査を円滑に進められるよう、同種業務に精通した者を現場責任者に選任し、調査日の2週間前までに発注者に報告すること。

また、調査当日に発注者と業務責任者、現場責任者が随時連絡を取れ、発注者の指示が調査員に迅速に伝わる体制を整備しておくこと。

②用品・調査員の確保等

- 1) 別紙5ページの調査票を別紙6ページの過去3か年の全停留場合計乗車人員を踏まえ必要な枚数を準備すること。

調査票には停留場名を記載すること。そのため停留場ごとの乗車人員の実績を契約締結後、事業者から直接もしくは発注者を介して受注者に提示する。

- 2) 調査票を便別・降車停留場別に回収するための封筒と、回収後の封筒を便別に収納するための運行袋を、別紙6ページの系統別の便数や停留場数を踏まえ、必要な数量を準備すること。
- 3) 乗降調査の実施を事前周知するため停留場や車内に掲出するポスターの内容について発注者及び事業者に事前に了承を得た上で、B3サイズで150枚を作製し、調査日の3週間前までに事業者に納品すること。

なお、ポスターの掲出や撤去作業は事業者により行われる。

- 4) 事業者では平日35名、休日34名の乗務員が仕業表に従い時刻表の便を運行しているが（仕業表に基づく乗務員の乗務開始時間、乗務終了時間、実乗車時間は別紙7ページのとおり）、交通渋滞等による遅延によりラッシュ時間帯等に数便程度臨時便を運行することがある。

一方、乗降調査は、全ての運行車両に2名以上の調査員が乗車して車内で行うことに加え、天王寺駅前では改札口に6名程度の調査員を配置し調査票の回収・配布を行うが、調査中に体調不良等により急遽代替の調査員が必要となることもあり得る。

以上のことを踏まえ、調査員に不足が生じないよう乗降調査に必要な人数を確保すること。また、事前に調査員に乗降調査の内容や事業者及び発注者からの指示事項を十分理解させ、乗客等とトラブルを起こさないよう教育指導を徹底しておくこと。

調査員の乗り込み忘れ等トラブル発生時は直ちに発注者に連絡すること。

調査日の前日までに調査員にメールまたは電話により、調査当日に出勤できることを確認すること。また調査員の確保の状況を発注者に事前に報告すること。

また、調査員を監督・支援するため、調査本部に2～3名程度、我孫子道上下各ホームに2名以上、天王寺駅前に2名以上の従事者を配置すること。

なお、仕業表は契約締結後、事業者から直接もしくは発注者を介して受注者に提示する。

Ⅱ. 乗降調査

- 1) 調査は、平日及び日曜日の各 1 日に阪堺電車の全便で実施する。

2 名以上の調査員が乗車して、1 名は乗客（団体旅客、貸切列車の乗客及び運賃を要しない幼児（以下「団体旅客等」という）を除く）の乗車時に調査票を 1 名につき 1 枚配付して調査への協力を依頼し、1 名は乗客の降車時に調査票を回収する。

また、天王寺駅前では改札口で 6 名程度の調査員が調査票の回収、配布を行う。

天候等により安全かつ適正な調査の実施が困難と判断される場合は予備日に延期することとし、延期の判断は調査予定日の 3 日前までに発注者と受注者、事業者が協議して決定することとするが、その後に災害・事故等が発生した場合、状況によっては調査予定日の 2 日以内であっても協議することがある。

- 2) 住吉及び我孫子道停留場では、他の系統に乗り換える乗客については調査票を回収せず、最終の降車停留場で回収すること。そのため住吉及び我孫子道停留場では降車する乗客にこのことを知らせながら回収作業を行うこと。

また、乗り換えでない乗客だけ調査票を受け取るよう伝えながら調査票を渡すこと。

- 3) 我孫子道停留場で上り列車に乗り込むために待機する場合、線路の西側に並び一般の通行を妨げないこと。その場合、隣接する店舗の敷地内には入らないこと。
- 4) 降車時に調査票を所持していない乗客（団体旅客等を除く）については、乗車停留場と券種を口頭で確認し記録しておくこと。
- 5) 降車口付近では乗客の降車の妨げとならないよう注意すること。
- 6) 調査時、調査員は調査員であることが分かるよう腕章を着用すること。

Ⅲ. データ集計

調査結果について、別紙 8 ～ 25 ページの様式により平日、休日別に次の集計を行うこと。

- (1) 券種別乗車人員及び輸送人員表

※輸送人員は、乗車人員に乗り換え人員を加えたもの。

- (2)-1 券種別大人・小児別（世代別）乗車人員
- (2)-2 券種別居住地別乗車人員
- (2)-3 券種別目的別乗車人員
- (2)-4 居住地別大人・小児別（世代別）乗車人員
- (2)-5 居住地別目的別乗車人員
- (2)-6 世代別券種別目的内訳
- (2)-7 居住地別券種別目的内訳
- (3) 停留場別券種別居住地別利用目的別状況（券種合計、券種 1～9 別）
乗降別、券種合計及び券種別に集計すること。
- (4) 路線別時間帯別輸送人員（表及びグラフ）

乗り換えの乗客については、乗り換え前後の系統ごとに1名と計算すること。

時間帯については、住吉発時間（ただし、我孫子道～浜寺駅前是我孫子道発着時間）を基準として集計すること。

(5) 運行系統別輸送実績表

運行系統別輸送人員について、上り、下り及び合計別に輸送人キロ、乗車効率も示すこと。

(6) 停留場別乗降人員表

乗車人員、降車人員がそれぞれ上位10位以内、下位10位以内の停留場について、1日の発着回数、乗車人員及び降車人員、発着1回当たりの乗車人員及び降車人員を示すこと。

(7) 乗り換え人員表及び乗り換え人員図

上町線（大阪市内）、阪堺線（大阪市内）及び阪堺線（堺市内）間の乗り換え人員を表及び図で示すこと。

(8) 停留場まで／停留場からの主な移動手段

出発地から各停留場までの主な移動手段、各停留場から目的地までの主な移動手段を集計すること。

(9) 停留場別時間帯別乗降人員表

時間帯の区分は、7～10時及び17～20時は30分、それ以外の時間帯は1時間とすること。

(10) 路線別停留場間相互発着人員表

乗車人員、輸送人員、住吉乗り換え、我孫子道乗り換え別に集計し、輸送人員については、上り下り別に、走行キロ、輸送人キロ、輸送密度、一人平均乗車キロ、乗車効率も示すこと。

(11) 系統別停留場間相互発着人員表

恵美須町－我孫子道、我孫子道－浜寺駅前、天王寺駅前－我孫子道、天王寺駅前－浜寺駅前の各系統別に、上り下り別に集計し、走行キロ、輸送人キロ、輸送密度、一人平均乗車キロ、乗車効率も示すこと。

(12) 券種別停留場間相互発着人員表

乗車人員、輸送人員別に集計し、輸送人員では上り、下り、合計別に、走行キロ、輸送人キロ、輸送密度、一人平均乗車キロ、乗車効率も示すこと。

(13) 世代別券種別停留場間相互発着人員表（乗車人員）

(14) 世代別居住地別券種別停留場間相互発着人員表（乗車人員）

居住地は堺市内のみとする。

(15) 停留場別乗降人員図

各停留場の乗車人員及び降車人員を1,000人未満、1,000人以上3,000人未満、3,000人以上5,000人未満、5,000人以上の範囲に分け、図に示すこと。

(16) 区間別移動人員比較表

上町線大阪市内相互発着人員、阪堺線大阪市内相互発着人員、阪堺線・上町線大阪市内跨り人員、大阪市内相互発着人員（大阪市内区間合計）、堺市内相互発着人員、大阪市内～堺市内跨り人員、全区間計、堺市内相互発着人員＋大阪市内～堺市内跨り人員を券種別に集計し、平成22年度以降の実績と比較すること。

大阪市内～堺市内跨り率についても券種別に集計し、平成22年度以降の実績と比較すること。

堺市内相互発着人員は、乗車停留場・降車停留場がともに「浜寺駅前」～「我孫子道」間（「大和川」ではない）の利用人員

大阪市内～堺市内跨り人員は、乗車停留場・降車停留場のいずれか一方が「浜寺駅前」～「大和川」間であり、いずれか一方が「恵美須町」～「安立町」間もしくは「天王寺駅前」～「神ノ木」間である利用人員

阪堺線大阪市内相互発着人員は、乗車停留場・降車停留場がともに「恵美須町」～「我孫子道」間（「安立町」ではない）の利用人員

なお、実績は契約締結後、事業者から直接もしくは発注者を介して受注者に提示する。

(17) 区間跨り率

7. 成果品

成果品は次のとおりとする。

- 1) 報告書 A3 サイズ 平日、休日別に各 3 部ずつ
- 2) 電子データ CD-R 2 枚（データは PDF 及びエクセルファイル）

8. 打ち合わせ

業務着手後調査日までに事業者も加え 2 回、成果品納入時に 1 回の計 3 回とするが、調査日までは必要に応じ追加して打ち合わせを行うことがある。

9. 著作権について

成果品のほか、本業務の履行により発生する一切の無体財産に係る著作権は、全て発注者に無償で譲渡するものとする。なお、受注者は、成果品を発注者の許可なく他に利用、公表または貸与してはならない。

10. 費用の負担

調査PRポスター、調査票、封筒、運行袋、腕章等本調査に必要な用品の確保や用品の運搬、調査員の確保や調査方法の説明に要する費用は受注者の負担とする。

11. 法令等の遵守

受注者は本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

12. 秘密の保持

受注者は業務上知り得た秘密や情報を他人に漏らしてはならない。

13. 事故報告

受注者は、業務中に事故が発生したときは、直ちに所定の処置を講じ、発注者及び事業者
に連絡すること。また事故発生の原因、経過及び事故による被害内容等について、速やかに
発注者に報告すること。

14. 被害の負担

- 1) 業務履行中における天災地変又は、盗難等による損害は、受注者の負担とする。
- 2) 受注者は、本業務の履行に際し、第三者に被害を与えた時、又は事故が発生した場合
は、誠意をもって交渉し、その賠償の責任をとらなければならない。
- 3) 本業務の履行が不完全なためによる損害は、すべて受注者の負担とする。

15. 暴力団等の排除について

①入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は
同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の
資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）として
はならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、発注者は受注者に対し、当該再委託先等との再委
託契約等の解除を求めることができる。

②再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には発注者の契
約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

③誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関
係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契
約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は発注者の外
郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条
第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、発注者
へ提出しなければならない。

- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

④不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに発注者に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに発注者に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 発注者は、受注者が発注者に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 発注者は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が (1) に定める報告及び届け出又は (2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

16. その他

この仕様書に定めない事項は、必要に応じて発注者と受注者で協議のうえ定めるものとする。